

受託者の能力についての基本的視点、及びチャレンジを可能にする事後規制の制度設計について

2025年2月15日

岡本仁宏

○受託者の能力基準が、異常に厳しい。

公益法人や認定特定非営利活動法人などの理事についての資格要件は、欠格事項はあるがポジティブな要件は存在しない。法人についての「経理的基礎及び技術的能力」が求められるということと、受託者個人についての能力要求は本質的に異なる。

○この点について、「公益法人認定法においては、理事等の能力要件は認定基準とはされておらず、理事等で構成される法人全体として経理的基礎や技術的能力を有する者かを判断しているが、公益信託においては、受託者及び信託管理人それぞれの能力要件を法定化しており、これらを確認するために略歴の提出を求めるものとする。」(03【施行準備研究会 第2回資料 2-2】府令説明資料 17 頁)とある。

しかし、受託者は、共同受託者・信託管理人などと合わせ全体として、信託事務を遂行することができるのであればいいのであって、受託者各個人について規定している、と法を読む必要はない。「受託者が」とはあるが、「それぞれの受託者が」とは記載されていない。

法人と同様の能力を受託者個人に求めることで、この基準は異常に厳しくなっている。

逆に、この視点で考えれば、一人の受託者の場合には、信託管理人とともにその能力がより求められることになるが、多くの受託者や信託管理人がいる場合には全体としての受託能力があればよいから、個々人についての要求は相対的に低くなる¹。

○前提として、受託者のイメージが非常に強く高い能力を持つ前提になっているように思われる。

参考挙げたイギリスの charity の trustee (公益信託の受託者のみではなく団体の理事を含む点、信託宣言が多い等の違いについては留意必要)を求める情報は、この点では全く異なった視点を示している。受託者の多様性を確保し多様な視点から charity を運営するボランティアが呼びかけられており、**trusteeship is open to all ages (16+ or 18+), backgrounds and skill sets** と呼びかけている。特に、マイノリティの参加が期待されており、かつ参加によって能力の向上が得られることが魅力としてアピールされている。

もちろん、国が違えば背景となる制度環境も異なり単純な比較はできないのは当然であるにしても、基本的なスタンスの違いには注目すべきであると考ええる。今回の原案には、受託者の多様性を確保しようというような視点は全くない。また能力を向上させていく機会であるという視点もほとんど見られない。普通の庶民が、受託して以後の実際の実務によって能力を向上させていくことを期待したい。

○さらに、事業に失敗はつきものであって、失敗を許容しないと新しいチャレンジは生まれなし、広がりもない。既存法人にない新規公益サービス創出を藤谷氏は、法人や寄付等の他の制度と比べ「他の公益的信託で

¹ この点では、法人か信託かのようなガバナンスにおける法形式の差異よりも少数の受託者か多数の独立受託者かの方が重要という指摘がある。樋口範雄「公益信託法改正とその課題」能見善久・樋口範雄・神田秀樹編『信託法制の新時代-信託の現代的転回と将来展望』弘文堂、2017、284-286 頁。

はなく、本来の公益信託でなければならないことは何か」と問い、「未だ存在しない公益活動を新たに立ち上げる」こと、「公益活動を自ら立ち上げ遂行すること」を公益信託の固有のメリットとされている²。しかし、新規公益サービスの創出は常にリスクを伴うものである。このメリットを生かすためにも、多様なチャレンジが可能な参入障壁の低い制度設計が必要であると考ええる。

事後規制として、実際に運営が失敗した時点で経理にせよ技術にせよ能力がなかったということが明らかになれば、その受託者を排除すればいい。基本的視点を、公益法人ガイドラインでも述べられていたように、重点を事後規制に移行すべきではないか。

そもそも、「法第8条二 その受託者が公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。三 その信託管理人が受託者による公益信託事務の適正な処理のため必要な監督をするのに必要な能力を有するものであること。」には、具体的な政令委任は存在していない。この意味では、第9条の欠格事項以上の限定は具体的に実際に「基礎」や「能力」がないのかについての社会通念上明確な判断基準に基づくべきであって、それ以上に高い「基礎」や「能力」を求めること自体、行政委任の限界を超えていると言える可能性もある（「(命令への委任) 第四十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他必要な事項は、命令で定める。」があるが、「法律の実施のための手続その他必要な事項」であって、「手続きその他」とあるように基本的には「手続き」であって、他の具体的な条文での委任事項と比すれば、基本的重要性を持つ（権利性を持つと言い換えてもよい）内容に関する委任を許容しているとは言えないだろう）。

なお、共同受託者の追加についても、公益法人の理事の追加手続きが変更認定事項でなく、信託行為に受託者追加手続きを定めれば自由に追加できるように届け出事項（登記必要）とし、定期提出書類で運営を確認すればいい。いずれにせよ、多様な、社会的なマイノリティを含めた多様な人々が受託者となって公益信託を担っていくことを期待したい。

+++++

(参考)England & Wales でのチャリティのトラスティーになろうという呼びかけ（チャリティコミッションのブログから）

What is a trustee and how to become one?

Posted by: [Becky Kelly](#), Posted on: 26 April 2023 - Categories: [Trustees](#), [Volunteering](#)

²「翻って『他の公益的信託ではなく、本来の公益信託でなければならないことは何か』ということも明らかになります。結局、公益信託以外の方法では、既に存在する公益活動を行う法主体に対する支援という形をとらざるを得ず、未だ存在しない公益活動を新たに立ち上げるためには、活動の法的受け皿となる新たな公益信託を設定せざるを得ません。従来議論でも、公益の実現とは、助成型か積極的な事業を行うタイプかは別として、『公益活動を自ら立ち上げ遂行すること』が専ら想定されていたということになると思います。もっともそれは、特定の目的のために受託者の手元で財産を区別して管理・処分するという信託本来の機能の一部を活用しているに過ぎず、積極事業の受け皿として信託を取って利用するだけの法的な比較優位が信託にあるのかは、なお検討を要すると思います。」藤谷武史「公益の実現における公益信託の意義（シンポジウム 公益信託法改正）」『信託法研究』42号（2017）94-56頁。

他に、「時間的な幅を伴って公益に向けた財産管理・移転を行うことを可能にする仕組みとしての性質にこそ、法人形式にはない信託の特徴が能われるのではないかとされている（「公益のための信託と税制」能見・樋口・神田編前掲書）が、公益信託制度の深化に限らず、他の例えば特定寄附信託の拡充等によってもこの面の可能性の展開も待たれるところである。

Did you know?

- there are 100,000 vacancies for charity trustees in the UK
- **trusteeship is open to all ages (16+ or 18+), backgrounds and skill sets**
- the level of time commitment is modest (**30 hours a year**)
- there are one million trustees in the UK but many people don't know what a trustee is or that trusteeship is open to them
- **many charities are very keen to diversify their boards and are looking for trustees with ages, experiences, ethnicities and backgrounds that are currently under-represented on their boards**
- **96% of trustees said they had learned new skills and 84% said being a trustee made them happier**
- trustees make decisions about the direction a charity takes and how its purposes will be carried out. They also make sure that the charity has the resources and policies it needs and to comply with legal requirements

<https://charitycommission.blog.gov.uk/2023/04/26/what-is-a-trustee-and-how-to-become-one/> 2025 年 2 月 13 日確認。